⑵　総合評価の方法　総合評価は、「標準点」（100点）、「加算点」（最高60点）、「施工体制評価点」（最高30点）の合計を入札価格で除して得られる数値（評価値）をもって行う。

「標準点」については、入札参加者全てに付与する。

「加算点」については、次の提案項目についての評価点（最高各30点）の合計に対し、施工体制評価点を30で除した数値を乗じて算出される数値を付与する。

（提案項目）

①　配管の施工品質の向上に関する提案（最高30点）

②　ダクトの施工品質の向上に関する提案（最高30点）

「施工体制評価点」については、品質確保の実効性についての評価点（最高15点）及び施工体制確保の確実性についての評価点（最高15点）の合計を付与する。

⑶　評価内容の担保　技術提案に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。なお、技術提案に記載された内容については、受注者の責により評価内容が履行されていない場合は、工事成績評定点から提案項目ごとに５点を減点し、最大10点の減点とする。

⑷　その他具体的な内容等については入札説明書による。

5　入札時積算数量書活用方式に関する事項

⑴　入札時積算数量書活用方式は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができるものである。なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

⑵　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完成した場合、協議を求めることができないものとする。

⑶　受注者からの請求による⑴の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

⑷　⑴の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

⑸　⑴の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

6　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）　電子メールアドレス　skeiri@i.moj.go.jp

⑵　入札説明書等の入手期限及び入手方法

ア　入手期限　令和２年７月９日

イ　入手方法

㋐　入札説明書等　（入札説明書別冊の概略図面を除く。）は、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsujyoho_homu.html）からダウンロードできる。

㋑　入札説明書別冊の概略図面については、上記⑴の場所でのみ交付又は郵送（着払い）するので必ず入手すること（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。

㋒　概略図面の交付を受ける場合は、「図面等の交付申請及び機密保持誓約書」を提出すること。また、交付を受けた概略図面を閲覧するためのパスワードは電子メールで交付するので、上記⑴の電子メールアドレスに、概略図面を受領したこと及び閲覧用パスワードを申請する旨のメールを送信すること。

㋓　郵送により概略図面の交付を受ける場合は、「図面等の交付申請及び機密保持誓約書」のＰＤＦデータを上記⑴の電子メールアドレス宛てに送付し、メール本文に、郵送による交付を希望する旨、速達での郵送を希望する場合はその旨を付記すること。また、同誓約書の原本及び担当者の名刺は、下記⑶の申請書及び資料の提出期限までに上記⑴の場所に持参又は郵送すること。

⑶　申請書及び資料の提出期限及び提出方法

ア　提出期限　令和２年４月24日午後３時

イ　提出方法　電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記⑴の場所に持参又は郵送すること。

⑷　技術提案書の提出期限及び提出方法

ア　提出期限　令和２年６月10日午後３時

イ　提出方法　上記⑴の場所に持参又は郵送すること。

⑸　入札書の提出期限及び提出方法

ア　提出期限　令和２年７月10日午後３時

イ　提出方法　上記⑶イに同じ。

⑹　開札の日時及び場所

ア　日時　令和２年７月13日午前11時

イ　場所　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課入札室又は電子調達システム

7　その他

⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成４年法律第51号）による。

⑵　入札保証金　免除

⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱ＵＦＪ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　配置予定技術者の確認等　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格及び同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

⑹　手続における交渉を行う意図の有無　無

⑺　契約書の作成の要否　要

⑻　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記６⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２Ａ⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記６⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該資格の認定に係る申請方法は法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html）に掲示している。

⑾　技術提案資料等の内容のヒアリング　原則として行わない。なお、ヒアリングの必要が生じた場合は別途通知する。

⑿　施工体制確認のヒアリング　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）に関し、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒀　本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、詳細は入札説明書による。

8　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAKUMA Kae, Director of the Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice

⑵　Classification of the services to be procured : 41